

平成21年度経営計画の実績評価

高知県信用保証協会

1. 業務環境

(1) 地域経済及び中小企業の動向

平成21年度は、一昨年秋の米国に端を発した金融危機が全世界に拡大し、経済基盤が脆弱な本県においては、企業業績や雇用情勢の悪化など実体経済に大きな影響を与えている。しかしながら、一部の業種では回復の兆しもあり、県内経済情勢は下げ止まりの動きが見られた。

(2) 中小企業向け融資の動向

平成21年度の県内貸出金の動向は、地元金融機関の貸出残高は減少した。同年度の保証動向についてみると緊急保証制度などにより保証承諾は前年比88.2%と減少したが、当初計画を上回る承諾があり、また借換えを伴う申込みが大半であり保証債務残高については前年比101.9%と僅かな増加にとどまった。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

平成21年度における資金繰りについては、全業種に於いて、売上減少や在庫の増加などから、苦しい状況が続いている。

(4) 県内中小企業の設備投資状況

平成21年度は、非製造業において前年比プラスとなったものの、製造業ではマイナスとなった。なお、保証承諾の資金使途から見ると、設備資金のみは3%弱であった。

(5) 県内の雇用情勢

本県の雇用失業情勢は、製造業の減産や非製造業の売上不振、企業収益の悪化に伴う雇用調整が広がっており、平成22年3月の有効求人倍率は、0.44倍と低水準が続いている。このような状況下にあって、県内常用労働者数は減少しており、所定外労働時間も前年を下回った。

2. 重点課題について

(1) 保証部門について

① 緊急保証制度の更なる推進

上期金融機関訪問による協力要請やマンスリーレポートとホームページへの掲載による広報を行う等積極的、かつ弾力的な保証対応に努めた結果、国及び県の緊急保証承諾は、4,096件(対前年度比169.9%)、57,623百万円(対前年度比146.8%、構成比60.8%)と大幅に増加した。

経営安定関連5号の保証承諾についても、4,954件(対前年度比166.0%)、75,540百万円(対前年比152.2%、構成比79.7%)と大幅に増加し、当制度が創設された平成20年10月末よりの保証承諾累計額は125,165百万円となり、金融安定化特別保証制度の2倍近くに迫っている。

② 流動資産担保融資保証制度の引続きの推進

土地価格の下落が続いている当県の状況下において、不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された「流動資産担保融資保証制度」については、引続き利用促進に努めた結果、保証承諾141件(対前年度比82.9%)、2,295百万円(対前年度比117.0%)と件数は前年度を下回るも、金額では前年度を上回る実績を上げた。

③ 経営支援・再生支援に引続き注力

保証部及び幡多支所に開設している「保証相談窓口」に128企業(保証部118企業、幡多支所10企業)より、相談があり、金融の円滑化、経営改善等のアドバイスを行った。特に、中小企業金融円滑化法施行後においては、資金繰り緩和の相談が増加し、既保証付借入金の返済を軽減するための条件変更、借換えや一本化への相談に応じた。

昨年に引続き部内に再生支援担当者を3名配置し、再生支援協議会との連携により、再生に向けた迅速な取り組みをし、同協議会の第二次対応案件7企業のうち6企業に協

会が関与し、保証承諾と条件変更を併用した2企業、承諾額46百万円、条件変更対応は3企業、残る1企業は、再生計画策定中である。

④ 職員の目利き能力の向上

審査能力の向上を図るため、連合会主催の「企業の目利き講座」他10の研修に延べ19名の職員を参加させたほか、現地調査・面談を672企業行うとともに、税理士及び地元中小企業経営者を講師として招き2回の内部研修を実施した。また、中小企業診断士については、20年度に1名資格を取得したが、増員すべく現在1名養成中で22年7月資格取得予定である。

(2) 期中管理部門について

① 大口保証先の毎期決算書の徴求による業況の把握

平成21年12月に抽出した保証債務残高1億円以上の保証先336企業について、全て直近の決算書を徴求し、うち業況の悪化している63企業につき、金融機関と業況悪化の要因、対応策等について協議し、今後の適切な管理、支援を要請した。さらに、8企業については、訪問面談を実施している。

② 金融機関との連携強化による企業実態の把握

- 各金融機関の営業店舗延べ244店舗の訪問を実施し、地域の概況や取引先企業の状況把握に努めた。
- 地元3金融機関(四国銀行、高知銀行、幡多信用金庫)の本部管理部門と意見交換会を実施し、適正な期中管理の徹底を図った。
- 金融機関と期中管理や事務手続き上の問題点等について勉強会を13回、地元4金融機関向けに期中管理業務講座を1回実施し、周知を図った。その結果、金融機関の担当者との情報交換もスムーズとなり、事故受付から代位弁済実行までの所要日数が前年度より約23日短縮されるなど、事務の効率化が図れた。

③ 被保証人等の実態把握及び資産調査の強化

- 大口事故先や期限の利益喪失協議書が提出された先については、破産等法的手続き中のものを除き、原則関係者全員の呼出しによる面談や必要に応じた現地訪問を行い、資産調査を実施した。なお、当年度は1億円以上の大口事故案件や問題案件については、直接企業等へも出向き実態把握に努め、また、予め管理担当者を定め回収部門と連携し早期回収に努めた。
- 延滞等事故報告案件について、金融機関への照会、状況確認を徹底した結果、内入正常化や条件変更による対応支援により363件2,643百万円、対前年度比件数で89.2%、金額で99.3%とほぼ前年並みの調整を行うことができた。
- 求償権事前行使について、原則第三者保証人非徴求等もあって、対象となる案件が少なくなっているが、4件実施した。

(3) 回収部門について

回収実績は、物件処分及び保証人からの回収が低調裏に推移し、1,117百万円(元本1,081百万円、損害金36百万円)と対前年度比78.0%と減少した。

① 早期回収の着手

当年度代位弁済案件については、速やかに債務者に対する必要な調査及び面談を実施のうえ、行動計画を策定し回収の最大化に努めたが、当年度代位弁済に係る回収は、原則、保証人非徴求や過度に担保に依存しない保証案件が増加したことから、回収額は91百万円、対前年度比68.9%の落ち込みとなった。

また、不動産からの回収は、不動産市況の低迷や不動産価格の下落から449百万円、対前年比65.9%と減少、競売申立は29件(前年度は30件)となった。

② 回収目標額の設定及び目標管理の徹底

回収意識の向上、モチベーション確保のため、部内の定例会は毎月実施し、各担当者の回収目標額の設定及び進捗管理を行うとともに、計画的な訪問督促、集中管理及び夜間督促を2か月毎に実施した。

③ 管理回収業務の効率化の推進

回収困難な求償権約600件について、債務者等の現況把握の上、管理事務停止372件

1,952百万円と対前年度比件数で103.6%、金額で85.0%、求償権整理については、当年度対象となる債権が少なかったことから218件、981百万円と対前年度比件数で54.2%、金額で54.7%を行い、管理業務の効率化を図ったが、前年度を下回る結果となった。また、損害金の減免件数は100件、減免後平均レートは3.24%（平成20年度は104件の平均レートは2.4%）となった。

④ サービスを活用した回収の充実・強化

本年度のサービスへの回収業務委託は、144件965百万円と対前年度比件数で120.0%、金額で239.5%の委託を行った。回収実績は157百万円の実績を上げたが、前年度は破産配当による一過性の大口回収があり、対前年度比77.7%と減少、管理事務停止は103件対前年度比83.7%を実施した。回収促進策として保証人への一括交渉も積極的にを行い保証人免除による回収案件も13企業あった。

(4) その他間接部門について

① 次期電算システムの開発

本番稼動に万全を期したため、当初計画より約1か月遅れの平成21年6月に稼動となったが、その後の運用は比較的無難に推移中である。

② コンプライアンスの遵守

コンプライアンス関連規程を遵守し、プログラムに沿った内部研修及び外部講師による研修等を実施した。なお、暴力団等反社会的勢力の排除への取組みについては、平成21年11月25日高知県警察、弁護士等と「信用保証協会高知地区暴力対策連絡協議会」を開催、引続き連携強化を図った。

3. 事業計画について

平成21年度の事業計画については、県内中小企業が引続き厳しい経営環境にある中で、主要業務である保証業務については、国及び県制度の緊急保証制度により保証承諾の件数、金額は、6,744件、94,835百万円と当初計画の85,000百万円を大きく上回ったものの、借換えを伴う保証承諾が大半であったことや、前年度に同制度保証がある程度一巡したこと、対前年度比件数で80.7%、金額で88.2%と減少し、保証債務残高については、17,703件、175,768百万円で、対前年度比件数で91.1%、金額で101.9%の増加にとどまった。

一方、代位弁済は、一部の業種を除くほぼ全業種に於いて厳しい県内状況を反映して、506件、4,132百万円と依然として高い水準ではあるが、緊急保証や条件変更対応等により、対前年比金額で77.5%と大幅に減少した。

また、対債務者回収は、回収の最大化に努めたが無担保債権や破産事件等の増加による回収困難な債権が増加してきており、結果、1,117百万円と対前年度比78.0%と減少した。

平成21年度の主要業務数値は、以下の通りです。

(単位:百万円)

項目	年度	21年度実績		
	21年度計画	金額	対計画比(達成率)	対前年度実績比
保証承諾	85,000	94,835	111.6%	88.2%
保証債務残高	169,600	175,768	103.6%	101.9%
代位弁済	5,500	4,132	75.1%	77.5%
実際回収	1,280	1,117	87.3%	78.0%

(注1) 代位弁済は、元利合計値 (注2) 実際回収は、サービス委託分も含む。

4. 収支計画について

年度経営計画の達成に各部門とも努め、新システム導入に伴う経費の増加等もあったが、当期収支差額は、前年度を上回る42百万円の黒字計上となった。

平成21年度の決算概要（収支計算書）は、以下の通りです。

（単位：百万円）

項目	年度	21年度実績		
	21年度計画 金額	金額	対計画比(達成率)	対前年度実績比
経常収入	2,284	2,117	92.7%	95.7%
経常支出	1,671	1,497	89.6%	98.7%
経常収支差額	613	619	101.0%	88.8%
経常外収入	6,193	5,250	84.8%	92.3%
経常外支出	6,792	5,835	85.9%	91.6%
経常外収支差額	△599	△585	97.7%	85.5%
金融安定化特別 基金取崩額	15	2	13.3%	-
制度改革促進 基金取崩額	5	5	100.0%	500.0%
当期収支差額	34	42	123.5%	300.0%

5. 財務計画について

基本財産のうち基金は、県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金の拠出は無く、期末は前期末同額の4,982百万円であった。

基金準備金は、当期収支差額のうちから22百万円を繰入れたため、期末は7,054百万円となった。また、金融安定化特別基金は、金融安定化特別会計の収支差額が2百万円の赤字となったことから、同額を取崩し期末残高は362百万円となった。

なお、金融安定化特別会計は、平成21年度末をもって廃止されたことから会計処理の変更により、同基金残余金362百万円を損失補償金に振替えた結果、基本財産は前期末より342百万円減少し、期末残高は12,036百万円となった。

【外部評価委員の意見等】

相当厳しい経済状況の中、不況業種対策としてのセーフティネット保証の推進に努め、特に平成20年10月からの高知県制度を含めた緊急保証制度への積極的な取組み、更には評価の下落が止まらない不動産担保以外の流動資産担保融資保証制度の活用などにより保証承諾は、前年度実績は下回ったものの計画額を大きく上回り、当年度においても引続き中小企業者の資金繰りに多大な寄与が認められ「中小企業者の良きパートナー」として「信頼される協会づくり」に努力している姿勢が窺え、高く評価される。

一方、代位弁済は大幅に減少しているが、主要因としては景気回復による減少ではなく、緊急保証や条件変更対応によるものであると考えられ、今後の代位弁済については増加することが予測されることから、期中管理の強化に努めてもらいたい。このような状況を勘案しつつ、平成22年度に新設された経営支援室を活用するとともに、今後とも保証の質・量についてバランスを考慮していく必要があると考えられ、同時に、制度改革が進む中、将来の人材育成への取組みに引続き努力することを期待したい。

また、コンプライアンスについては、関連規程を遵守しコンプライアンス・プログラムに沿って外部講師による研修等の内部研修会が行われており、コンプライアンス体制の整備とその適切な運用に向けての努力がされていることを評価する。